

(参考資料 - 2)

**株式会社と有限会社の差異。**

	株式会社	有限会社
出資者の数	株主の総数に制限が無い	出資者は25人まで
業種	全ての商業活動、工業、サービス業	金融、保険、証券会社は除外、株式会社のみ
資本金の預け入れ	設立に先立ち資本金を振り込む必要は無い	資本金の50%を勧業銀行に預け入れる
資本金	株式	出資者の割合
株式・出資金の譲渡	法律の範囲内でどのような形でも実施出来る	公開、登記する
授權資本の設定	認められる	認められない
経営機関	株主総会、取締役会、役員会	総会のみ
監査機関	監査役	選択出来る
取締役会・株主総会	少なくとも年一回	必要に応じて総会を開催
株主総会の公示	15日前から30日前に全国紙面上にて公示、15日前に株主に通知	15日前に出資者に通知
	総会に参加する為にあらかじめ株券を保管	なし
	株式の証明書を発行	なし
	株式市場にて資金調達、社債の発行	なし
	株式と株主の台帳が必要	なし

**結論**

設立に際して必要となる書類の差は余り無い

設立までの手続きの差も余り無い

決定に際して株式会社の方が煩雑かつお役所的な手続きが多い

株式会社の場合の方が色々な帳簿類を管理する必要がある

(株主総会台帳、取締役会議事録、経理台帳、株主台帳、出席台帳、株式保有台帳など)

株式会社の方が銀行、顧客、取引先からはより安全で権威があるとみなされる